

(案-2の2)

高知県土木設計等委託業務成績評定要領 新旧対照表

新	旧
<p>高知県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、高知県土木設計等委託業務成績評定要綱の規定に基づき、委託業務の成績評定に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定に資することを目的とする。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 評定は、別紙-1「審査基準」によるものとする。</p> <p>(評定の利用)</p> <p>第3条 委託業務成績の評定結果は、良質な委託業務の施行を確保し、優良な建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することとし、次の各号に掲げるものに利用するものとする。</p> <p>(1) 測量建設コンサルタント等指名競争入札参加の資格審査を行うとき。</p> <p>(2) 指名競争入札参加者の選定を行うとき。</p> <p>(3) 優良な委託業務を選定するとき。</p> <p>(評定表の管理)</p> <p>第4条 委託業務成績評定表等は、契約担当部署において5年間保存管理しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 この要領に定めない事項については、工事成績評定の基準を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年7月1日とする。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に契約する委託業務から適用する。</p>	<p>高知県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p>第1 委託業務成績評定基準</p> <p>評定の実施は、別表-1に定める「委託業務成績評定基準」により行うものとする。</p> <p>第2 委託業務成績評定審査基準</p> <p>委託業務成績評定審査基準に基づき、項目毎の評定は別紙「委託業務成績評定審査基準」によるものとする。</p> <p>第3 その他</p> <p>この要領に定めない事項については、工事成績評定の基準を準用する。</p> <p>第4 施行期日</p> <p>この要領は、平成22年7月1日とする。</p>